

子ども・子育て支援新制度における1号認定利用者負担【案】について

平成27年4月より始まる子ども・子育て支援新制度における利用者負担額の滝沢市案です。
 国の定める利用者負担案を上限とし、設定しました。最終的には、国の平成27年度予算編成の決定を踏まえ、滝沢市の予算編成を経て3月に決定になる見込みです。
 そのため、この利用者負担案は、現時点のものであり、今後変更になる可能性があります。

【1号認定】教育標準時間認定。幼稚園・認定子ども園の利用。

○滝沢市素案

階層区分	利用者負担(案)	
生活保護世帯	0円	
市町村民税非課税世帯 (母子・障がい者世帯等)	0円	
市町村民税非課税世帯	1,000円	
市町村民税均等割のみ (母子・障がい者世帯等)	0円	
市町村民税均等割のみ	4,000円	
市町村民税所得割課税額	48,600円未満 (母子・障がい者世帯等)	4,500円
	48,600円未満	5,500円
	62,900円未満 (母子・障がい者世帯等)	8,000円
	62,900円未満	9,000円
	77,100円以下 (母子・障がい者世帯等)	12,000円
	77,100円以下	13,000円
	97,000円以下	14,000円
	169,000円以下	16,500円
	211,200円以下	18,000円
211,201円以上	18,500円	

○国基準案

階層区分	利用者負担	
生活保護世帯	0円	
市町村民税非課税世帯 (所得割非課税含む) (母子・障がい者世帯等)	0円	
市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	9,100円	
/		
市町村民税所得割課税額	77,100円以下 (母子・障がい者世帯等)	15,100円
	77,100円以下	16,100円
	211,200円以下	20,500円
	211,201円以上	25,700円

- ・ 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とします。
- ・ 上記保育料に給食費を含みません。また通園バス代などの実費徴収や設備整備費など別途かかる場合があります。

子ども・子育て支援新制度における2号認定利用者負担【案】について

平成27年4月より始まる子ども・子育て支援新制度における利用者負担額の滝沢市案です。国の定める利用者負担案を上限とし、設定しました。最終的には、国の平成27年度予算編成の決定を踏まえ、滝沢市の予算編成を経て3月に決定になる見込みです。そのため、この利用者負担案は、現時点のものであり、今後変更になる可能性があります。

【2号認定】 満3歳以上で保育認定を受けた子どもの利用者負担金。

○滝沢市素案

階層区分	利用者負担(案) 3歳(標準時間)	利用者負担(案) 4歳以上(標準時間)	
生活保護世帯	0円	0円	
市町村民税非課税世帯 (母子・障がい者世帯等)	0円	0円	
市町村民税非課税世帯	1,600円	1,600円	
市町村民税均等割のみ (母子・障がい者世帯等)	4,000円	4,000円	
市町村民税均等割のみ	4,600円	4,600円	
市町村民税所得割課税額	48,600円未満 (母子・障がい者世帯等)	5,400円	5,400円
	48,600円未満	6,400円	6,400円
	48,600円以上 54,600円未満	10,000円	10,000円
	54,600円以上 59,400円未満	13,400円	13,400円
	59,400円以上 78,600円未満	16,800円	16,000円
	78,600円以上 97,000円未満	19,600円	19,400円
	97,000円以上 115,000円未満	24,200円	23,000円
	115,000円以上 133,000円未満	26,800円	25,200円
	133,000円以上 169,000円未満	30,800円	26,800円
	169,000円以上 268,000円未満	32,900円	28,800円
	268,000円以上 301,000円未満	34,800円	30,300円
	301,000円以上 397,000円未満	36,800円	32,600円
397,000円以上	47,900円	42,400円	

○国基準案

階層区分	利用者負担 3歳以上(標準時間)	利用者負担 3歳以上(短時間)	
生活保護世帯	0円	0円	
市町村民税非課税世帯 (所得割非課税含む) (母子・障がい者世帯等)	0円	0円	
市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	6,000円	6,000円	
市町村民税所得割課税額	48,600円未満 (母子・障がい者世帯等)	15,500円	15,300円
	48,600円未満	16,500円	16,300円
	97,000円未満	27,000円	26,600円
	169,000円未満	41,500円	40,900円
	301,000円未満	58,000円	57,100円
	397,000円未満	77,000円	75,800円
	397,000円以上	101,000円	99,400円

- ・同時就園の場合、2番目の子は半額、3番目以降は無料となります。
- ・18歳未満の児童が3人以上いる世帯のうち、第3子以降の入所児童は半額となります。

子ども・子育て支援新制度における3号認定利用者負担【案】について

平成27年4月より始まる子ども・子育て支援新制度における利用者負担額の滝沢市案です。
 国の定める利用者負担案を上限とし、設定しました。最終的には、国の平成27年度予算編成の決定を踏まえ、滝沢市の予算編成を経て3月に決定になる見込みです。
 そのため、この利用者負担案は、現時点のものであり、今後変更になる可能性があります。

【3号認定】 満3歳未満で保育認定を受けた子どもの利用者負担金。

○滝沢市素案

階層区分	利用者負担(案) 3歳未満(標準時間)	
生活保護世帯	0円	
市町村民税非課税世帯 (母子・障がい者世帯等)	0円	
市町村民税非課税世帯	2,400円	
市町村民税均等割のみ (母子・障がい者世帯等)	4,800円	
市町村民税均等割のみ	5,400円	
市町村民税所得割課税額	48,600円未満 (母子・障がい者世帯等)	6,200円
	48,600円未満	7,400円
	48,600円以上 54,600円未満	10,600円
	54,600円以上 59,400円未満	14,000円
	59,400円以上 78,600円未満	17,600円
	78,600円以上 97,000円未満	21,600円
	97,000円以上 115,000円未満	26,000円
	115,000円以上 133,000円未満	30,000円
	133,000円以上 169,000円未満	36,000円
	169,000円以上 268,000円未満	42,000円
	268,000円以上 301,000円未満	47,100円
301,000円以上 397,000円未満	51,600円	
397,000円以上	66,000円	

○国基準案

階層区分	利用者負担 3歳未満(標準時間)	利用者負担 3歳未満(短時間)	
生活保護世帯	0円	0円	
市町村民税非課税世帯 (所得割非課税含む) (母子・障がい者世帯等)	0円	0円	
市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	9,000円	9,000円	
市町村民税所得割課税額	48,600円未満 (母子・障がい者世帯等)	18,500円	18,300円
	48,600円未満	19,500円	19,300円
	97,000円未満	30,000円	29,600円
	169,000円未満	44,500円	43,900円
	301,000円未満	61,000円	60,100円
	397,000円未満	80,000円	78,800円
	397,000円以上	104,000円	102,400円

・同時就園の場合、2番目の子は半額、3番目以降は無料となります。

・18歳未満の児童が3人以上いる世帯のうち、第3子以降の入所児童は半額となります。

平成26年度保育所保育料一覧表

児童1人あたり月額(単位:円)

階層	区 分	3歳未満	3歳	4歳以上
A	生活保護世帯	0	0	0
B0	市町村民税非課税世帯(母子・障がい者世帯等)	0	0	0
B1	市町村民税非課税世帯(その他の世帯)	5,000	4,000	4,000
B2	市町村民税均等割のみ(母子・障がい者世帯等)	11,000	8,000	8,000
B3	市町村民税均等割のみ(その他の世帯)	12,000	9,000	9,000
B4	市町村民税所得割の額が10,000円未満(母子・障がい者世帯等)	14,000	12,000	12,000
B5	市町村民税所得割の額が10,000円未満(その他の世帯)	15,000	13,000	13,000
B6	市町村民税所得割の額が10,000円以上	17,000	16,000	16,000
C1	所得税額が8,500円未満	20,000	19,000	19,000
C2	所得税額が8,500円以上20,000円未満	24,000	24,000	23,000
C3	所得税額が20,000円以上40,000円未満	26,000	26,000	25,000
C4	所得税額が40,000円以上70,000円未満	32,000	32,000	31,000
C5	所得税額が70,000円以上130,000円未満	38,000	37,000	31,000
C6	所得税額が130,000円以上202,500円未満	44,000	37,000	31,000
C7	所得税額が202,500円以上413,000円未満	50,000	37,000	31,000
C8	所得税額が413,000円以上	56,000	37,000	31,000

※所得税の額は、寄付金控除・配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・特定増改築住宅借入金等特別控除・電子証明書等特別控除をする前の額となります。また、平成22年度税制改正による年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止前で計算します。

※保育所保育料は父母の税額を合算して算定します。確定申告により税額の変更がある場合は、児童福祉課に変更後の税額がわかる書類の提出が必要です。

※祖父母等と同居している場合で、父母の収入額が生活保護制度の最低生活費以下と判断される場合は、祖父母等のうち家計の中心となる方の課税額により保育料を決定することがあります。

※児童の年齢は、平成26年4月1日の年齢です。年度途中で児童の年齢が変わっても変更になりません。

※2人以上の児童が保育所・幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部・知的障害児通園施設・難聴幼児通園施設・肢体不自由児施設通園部・情緒障害児短期治療施設通所部・児童デイサービスに入所している場合は、上の児童が全額、下の児童が「保育料一覧表」の年齢区分の半額となります。

※3人以上の児童が保育所・幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部・知的障害児通園施設・難聴幼児通園施設・肢体不自由児施設通園部・情緒障害児短期治療施設通所部・児童デイサービスに入所している場合は、一番上の児童が全額、その下の児童が「保育料一覧表」の年齢区分の半額、一番下の児童は無料となります。

※上記のほかに、18歳未満の児童が3人以上いる世帯のうち、第3子以降の入所児童は半額となります。

この表は、所得税の改正等により、変更になる場合があります。

平成 26 年度盛岡市保育所保育料表

(円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料の額 (月額)				
		3 歳未満児	3 歳児	4 歳以上児		
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0		
B 0	A階層及びD1階層からD11階層までを除き25年度分の市区町村住民税の額の区分が右の区分に該当する世帯	非課税世帯 (母子・障害者世帯等)	0	0	0	
B		非課税世帯 (B 0階層を除く)	2,400	1,600	1,600	
C 1 0		均等割のみの世帯 (母子・障害者世帯等)	4,800	4,000	4,000	
C 1		均等割のみの世帯 (C 1 0階層を除く)	5,400	4,600	4,600	
C 2 0		所得割のある世帯 (母子・障害者世帯等)	6,200	5,400	5,400	
C 2		所得割のある世帯 (C 2 0階層を除く)	7,400	6,400	6,400	
D 1	A階層を除き25年分の所得税の課税世帯であってその所得税の額の区分が右の区分に該当する世帯	市区町村住民税課税世帯 所得税課税世帯	5,000 円未満	10,600	10,000	10,000
D 2			5,000 円以上 9,000 円未満	14,000	13,400	13,400
D 3			9,000 円以上 25,000 円未満	17,600	16,800	16,600
D 4			25,000 円以上 40,000 円未満	21,600	19,600	19,400
D 5			40,000 円以上 55,000 円未満	26,600	24,200	23,000
D 6			55,000 円以上 70,000 円未満	30,000	26,800	25,200
D 7			70,000 円以上 103,000 円未満	36,000	30,800	26,800
D 8			103,000 円以上 303,000 円未満	42,000	32,900	28,800
D 9			303,000 円以上 413,000 円未満	47,100	34,800	30,300
D 1 0			413,000 円以上 734,000 円未満	51,600	36,800	32,600
D 1 1			734,000 円以上	66,000	47,900	42,400

備考

- 1 所得税の額は、寄付金控除・配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・特定増改築住宅借入金等特別控除をする前の額となります。
- 2 税額のわかる書類を保育所保育料額の算定資料として提出した後に税額の変更があった場合は、保育所保育料額が変わる場合がありますので、変更後の税額がわかる書類を提出してください。
- 3 児童の年齢は、平成 26 年 3 月 31 日の年齢です。平成 26 年度途中に児童の年齢が変わっても変更になりません。

	3 歳未満児	3 歳 児	4 歳以上児
生年月日	平成 23 年 4 月 2 日 以降	平成 22 年 4 月 2 日 ～平成 23 年 4 月 1 日	平成 20 年 4 月 2 日 ～平成 22 年 4 月 1 日

- 4 同一世帯で 2 人以上保育所・幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部・情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している就学前児童がいる場合の保育所保育料額は、次のとおりとなります。
 - (1) 入所児童のうち年齢が 1 番高い児童 表の額
 - (2) 入所児童のうち年齢が 2 番目に高い児童 表の額の 2 分の 1
 - (3) (1), (2) 以外の児童 0 円
- 5 保育所保育料額は、月額で決まっていますが日割りはいたしません。ただし、次に該当する場合で一定の要件を満たすときは、保護者の申請により保育料が減免されることがあります。
 - (1) 年間所得額が前年の半分以下への減少が見込まれ、保育料の納入が著しく困難なとき。
 - (2) 災害等により財産に損害を受け、保育料の納入が著しく困難なとき。
 - (3) 事前に翌月の欠席届を提出し、翌月の初日から末日まで登園しなかったとき。

■ 子ども・子育て支援新制度における私立幼稚園等の利用者負担（案）について

○ 市が設定しようとする利用者負担（案）

区分		利用者負担 (案)	【参考】 保育所保育料 (4歳児以上)
生活保護世帯		0円	0円
市町村民税非課税 (母子・障がい者)		0円	0円
市町村民税非課税		1,000円	1,600円
市町村民税均等割のみ (母子・障がい者)		0円	4,000円
市町村民税均等割のみ		4,000円	4,600円
市 町 村 民 税 所 得 割	48,600円未満 (母子・障がい者)	4,500円	5,400円
	48,600円未満	5,500円	6,400円
	48,600円以上 54,600円未満	9,000円	10,000円
	54,600円以上 59,400円未満	12,000円	13,400円
	59,400円以上 78,600円未満	13,000円	16,600円
	78,600円以上 97,000円未満	14,000円	19,400円
	97,000円以上 115,000円未満	15,000円	23,000円
	115,000円以上 133,000円未満	17,000円	25,200円
	133,000円以上 169,000円未満	18,000円	26,800円
	169,000円以上 268,000円未満	18,500円	28,800円
	268,000円以上 301,000円未満	19,000円	30,300円
	301,000円以上 397,000円未満		32,600円
397,000円以上	42,400円		

○ 国が示している利用者負担のイメージ

区分	利用者負担	
生活保護世帯	0円	
市町村民税非課税 (所得割非課税含む) (母子・障がい者)	0円	
市町村民税非課税 (所得割非課税含む)	9,100円	
市 町 村 民 税 所 得 割	77,100円以下 (母子・障がい者)	15,100円
	77,100円以下	16,100円
	77,100円以上 211,200円以下	20,500円
	211,201円以上	25,700円

※ 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については無料となります。

※ 施設によって、バス代などの追加費用がある場合があります。